

令和3年11月16日
品川区都市計画課

社会資本総合整備計画「第三期旧東海道品川宿地区 における良好な街なみの形成（原案）」の公表について

品川区では、旧東海道にふさわしい賑わいと魅力ある街なみの形成を図るため、平成24年度から、社会資本整備総合交付金を活用した建築物等の修景補助事業を行っています。令和3年度で第二期整備計画が終了しますが、令和4年度以降も事業を継続するため、第三期整備計画を策定する予定です。

第三期整備計画策定に向けて、第三期整備計画（原案）を公表しますので、都市計画課 景観担当までご意見をお寄せください。

1 第三期整備計画（原案）の概要

- ・名称：社会資本総合整備計画
「第三期旧東海道品川宿地区における良好な街なみの形成（原案）」
- ・期間：令和4年度～令和8年度（5年間）
- ・目標：品川区景観計画を踏まえた建築物等の修景を誘導し、旧東海道にふさわしい賑わいと魅力ある街なみの形成を図る
- ・指標：旧東海道、北馬場通り、南馬場通り、ジュネーブ平和通り沿いの建物の**街なみ評価点**（※）の平均点を「53.9点/棟」から「54.4点/棟」に増加させる
- ・事業費：35百万円

※街なみ評価点とは…

建物の修景度合いを点数化したもの。品川区景観計画や旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱に定める基準に基づき建物の調査を行い、**基礎評価**・**努力評価**・**アドバイザー評価**の合計点で評価する（最大100点）。なお、公表するのは旧東海道品川宿地区全体の平均点のみで、個々の建物の評価点は公表いたしません。

2 ご意見の提出について

ご意見は、都市計画課 景観担当の窓口またはメール・ファックスでご提出ください。募集期間は令和3年11月30日（火）午後5時までです。

品川区 都市環境部 都市計画課 景観担当 出村・赤坂
（品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階）
電話：03-5742-6534 ファックス：03-5742-6889
メール：toshikei-keikan@city.shinagawa.tokyo.jp